

# 入会に関する規約及び注意事項

- 第1条 (名称)  
本ボクシングジムは「東洋堂ハウスSPボクシングジム」と称す(以下ジムと称する)
- 第2条 (所在地)  
本ジムの所在地は、東京都足立区東綾瀬1丁目24-13とする。
- 第3条 (目的)  
1.本ジムは老若男女問わず会員が心身の健康維持と増進を図り、楽しませる。  
2.本ジムはプロボクサーの育成をしていきます。
- 第4条 (会員)  
本ジムは会員制とし、会員は本会則及び本ジムが決定した事項に従うものとする。
- 第5条 (入会資格)  
会員は本ジムの審査基準に適した男女とし、次の各号に該当するものとする。  
1.健康状態に異常がなく医師等に運動を禁じられておらず、本ジムの諸設備の利用及びトレーニングに耐えうると認められた方。  
2.本ジムの会則を承諾された方。  
3.本ジムの会長及びトレーナーと問題なくコミュニケーション出来る方。
- 第6条 (退会)  
退会は本ジム及び会員の判断と同意に基づくものとする。ただし、本ジムの運営に支障を及ぼすと判断された場合には、会長の判断により退会させる事が出来るものとする。  
1.会員及び会員家族等の退会希望によるもの  
2.会員が関わった事件・事故(窃盗・傷害・死亡事故・暴力団等との関わり)等により本ジムの運営に影響を及ぼす危険性がある場合。
- 第7条 (入会金)  
入会金は別途定める金額とし、理由の如何に関わらず返還しないものとする。
- 第8条 (月会費)  
会員は会員種別に応じて定められた月会費を支払うものとする。なお、一旦納入された会費については理由の如何に関わらず返還しないものとする。
- 第9条 (スポーツ保険)  
入会に際し、スパリングをする方は本ジムの定める団体スポーツ安全保健に加入するものとする。
- 第10条 (譲渡)  
会員資格はこれを他に譲渡出来ないものとする。
- 第11条 (施設の利用)  
会員は本ジム施設の利用に際し、ルール、マナー等を守り、それに従わなければならない。
- 第12条 (免責)  
本ジム利用に際して発生した盗難・傷害・死亡その他事故について、一切本ジムの責任に帰さないものとする。
- 第13条 (損害賠償)  
本ジムの利用に際して発生した人的・物的事故については、本ジムは一切の損害賠償の責を負わない。
- 第14条 (本則発行)  
本会則は2025年5月1日より発行する。